

地域福祉活動推進事業配分実施要領

(目的)

第1条 市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画に係る事業を推進することにより社会福祉の向上を図る。

(配分の対象)

第2条 市町社会福祉協議会が実施する地域住民のニーズに基づく地域福祉・在宅福祉サービスに要する事業とする。

(対象外経費)

第3条 配分事業について次の経費は対象外とする。

- (1) 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、会の運営に要する経費
- (2) 他団体から委託を受けた事業の経費補填
- (3) 会報・機関誌、飲食費、旅費、個人給付等に関わる経費
- (4) その他、社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業の経費

(配分事業の点検・見直し)

第4条 5年以上継続する配分事業は、別に定める点検・見直し調書により点検・見直しを行うものとする。

- 2 点検・見直し後に継続して配分申請する場合は、申請書に点検・見直し調書を添付するものとする。
- 3 その他必要な事項は別に定める。

(配分事業の評価、公表)

第5条 配分事業を完了した場合は、別に定める配分事業評価書により評価を行うとともに公表するものとする。

- 2 配分事業評価書は使途報告書に添付するものとする。
- 3 その他必要な事項は別に定める。

(地域助成)

第6条 市町社会福祉協議会は第1条の目的を達成するために管内の団体等を助成することができる。

- 2 助成額は40万円未満とする。
- 3 助成の対象は事業実施に要する経費とする。
- 4 対象外経費は第3条に準じるものとする。
- 5 その他必要な事項は別に定める。

(申請)

第7条 当該事業の申請は、市町共同募金委員会を經由して三重県共同募金会に申請書を提出するものとする。

(変更申請)

第8条 三重県共同募金会配分要綱（以下、配分要綱）という。）第12条に規定する変更申請事項は次のとおりとする。

- (1) 事業費が20%以上変更する場合
- (2) 事業を中止する場合
- (3) 配分額が申請額を超える場合

(配分額)

第9条 配分額は一般募金の市町募金実績額から広域及び地域団体等の配分額を控除したものを配分する。

(補則)

第10条 配分要綱及びこの実施要領に規定のないことについては、別に定める。

附則

- 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。
- 2 地域福祉活動計画を策定していない市町社会福祉協議会については当分の間、配分申請事業を認めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和2年度4月1日から施行する。
- 2 第3条（対象外経費）第3号及び第4条（配分事業の点検・見直し）は令和3年度配分申請から適用する。
- 3 第6条（地域助成）は令和4年度配分申請から適用する。